

# 埼玉県雇用対策協定の概要

参考資料1

埼玉県内における雇用面の課題について、**県と労働局・ハローワークが、それぞれの強みを発揮し、一体となった対策を実施**するため、平成29年3月28日に埼玉県知事と埼玉労働局長が協定を締結し、地域の課題に対する認識を共有するとともに、**役割分担と連携方法を明確化する**。

県と労働局が埼玉県の課題について認識を共有

- I ウィズ・ポストコロナ時代の雇用対策
- II 就職氷河期世代の活躍推進
- III シニアの活躍推進
- IV 女性の活躍推進
- V 障害者の就業支援
- VI 多様な就業支援と誰もが働きやすい環境の整備
- VII 産業人材の確保・育成



県と労働局が一体となった雇用対策を実施



- 県と労働局による運営協議会を設置し、毎年度、事業計画を策定。
- 事業計画において数値目標を設定し、進捗状況を管理。
- 県と労働局の連携施策のうち、求職者、事業者への直接的な支援については、主に埼玉しごとセンターにおいて実施。